

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>附 則</p> <p>1～10 [略]</p> <p><u>(診療応援手当の特例)</u></p> <p>11 企業職員が、市町村又は県が実施する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種に関する業務であって医療局長が定めるものに従事したときは、別表第3診療応援手当の項支給を受ける者の範囲の欄の規定にかかわらず、特殊勤務手当として、診療応援手当を支給する。この場合において、同項中「55,000円」とあるのは、「100,000円」とする。</p>			<p>附 則</p> <p>1～10 [略]</p>		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
職員の区分	職務の級	7 級	職員の区分	職務の級	7 級
	号 給	給料月額		号 給	給料月額
		円			円
	1	384,400		1	420,000
	2	387,000		2	422,200
	3	389,700		3	424,400
	4	392,300		4	426,500
	5	394,500		5	428,500
	6	396,800		6	430,400
	7	399,100		7	432,200
	8	401,400		8	434,100
	9	403,300		9	435,800
	10	405,400		10	437,400
	11	407,700		11	439,200
	12	409,900		12	440,800
	13	411,800		13	442,100
	14	413,800		14	443,400
定年前再任	15	415,900	定年前再任	15	445,000
用短時間勤	16	418,000	用短時間勤	16	446,500
務職員以外	17	420,000	務職員以外	17	448,200
の職員	18	422,200	の職員	18	449,800
	19	424,400		19	451,300
	20	426,500		20	452,700
	21	428,500		21	453,800
	22	430,400		22	455,100
	23	432,200		23	456,400
	24	434,100		24	457,800
	25	435,800		25	458,800
	26	437,400		26	459,500
	27	439,200		27	460,300
	28	440,800		28	460,900
	29	442,100		29	461,900
	30	443,400		30	462,600
	31	445,000		31	463,400
	32	446,500		32	464,200

	33	448,200
	34	449,800
	35	451,300
	36	452,700
	37	453,800
	38	455,100
	39	456,400
	40	457,800
	41	458,800
	42	459,500
	43	460,300
	44	460,900
	45	461,900
	46	462,600
	47	463,400
	48	464,200
	49	464,900
	50	465,600
	51	466,300
	52	467,100
	53	467,900
	54	468,700
	55	469,400
	56	470,100
	57	470,900
[略]		

	33	464,900
	34	465,600
	35	466,300
	36	467,100
	37	467,900
	38	468,700
	39	469,400
	40	470,100
	41	470,900
[略]		

別表第2 (第3条関係)

1 行政職給料表に定める職務区分表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
本庁	[略]			[略]		[略] 特命参事	[略] 特命参事	[略]
病院等				事務局 長(6 級及び 7級の 欄に掲 げる事 務局長 を除く 。) 室長 [略]	[略]			
[略]								

[略]

2 [略]

3 医療職給料表(2)に定める職務区分表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
本庁	[略]					[略] 栄養指導 監	[略] 栄養指導 監

別表第2 (第3条関係)

1 行政職給料表に定める職務区分表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
本庁	[略]			[略]		[略] 特命参 事 技術特 命参事	[略] 特命参 事 技術特 命参事	[略]
病院等				室長 [略]	[略]			
[略]								

[略]

2 [略]

3 医療職給料表(2)に定める職務区分表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
本庁	[略]					[略] 栄養指導 監	[略] 栄養指導 監

[略]			

[略]

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
本庁	[略]					看護指導 監	看護指導 監
						副看護指 導監	
[略]							

[略]

別表第3 (第5条関係)

種 類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]		
救急看護等業務手当	[略]	

								技術特命 参事	技術特命 参事
[略]									

[略]

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
本庁	[略]					看護指導 監	看護指導 監
						技術特命 参事	技術特命 参事
						副看護指 導監	
[略]							

[略]

別表第3 (第5条関係)

種 類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]		
救急看護等業務手当	[略]	
災害応急作業等手当	医療局長が定める災害応急作業等に従 事した企業職員	作業1日につき910円の範 囲内で医療局長が定める額

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。